神戸市フードシェアリングサービス利用促進事業助成金交付要綱

令和８年８月 31 日　環境局長決定

（目的）

第１条　この要綱は、小売店や飲食店などで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を安価で市民とマッチングする「フードシェアリングサービス」の利用に際して使用できる「神戸市フードシェアリングサービス利用促進クーポン」（以下「クーポン」という。）の使用実績に対する助成金の交付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年３月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め神戸市民の利用促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 連携事業者等　　神戸市フードシェアリングサービスの普及促進に関する事業連携協定書を締結した事業者及び、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付要綱（令和8年4月23日環境局長決定）に基づく補助事業者、その他神戸市長が認めた事業者をいう。

(2) クーポン　　連携事業者等が、助成対象期間中に、フードシェアリングサービスの利用を促進するために神戸市民に対し発行した電子クーポンもしくはそれに準ずるものをいう。

（対象者）

第３条　本要綱の対象者は、連携事業者等とし、かつ次の各号すべてに該当するものとする。

(1) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている事業者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に該当する団体でないこと。

(4) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

（対象経費）

第４条　助成対象となる経費は、令和８年８月 31 日から令和９年２月 28 日の間に、連携事業者等が提供した商品の購入に際し、神戸市民がクーポンを利用したことにより、連携事業者等が立て替えた経費とする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象外とする。

(1) 市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用がある場合

(2) 本助成金の趣旨及び目的に照らし、適当でないと市長が判断する場合

（助成金及びクーポンの額）

第５条　助成金の額は、予算の範囲内で、前条に定める対象経費とする。ただし、クーポンは神戸市民一人につき 1,000 円を限度とする。

２　配布するクーポンは、１枚当たり 500 円分又は 1,000 円分とすること。

３　市長は、当該年度の助成金の予算を超過する場合は、連携事業者等による経費の立て替えの有無によらず、助成金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

（交付申請）

第６条　連携事業者等は、原則クーポンが利用された翌月 10 日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に助成金の交付を申請しなければならない。

(1) フードシェアリングサービス利用促進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）

(2) クーポンの利用実績を証するもの

(3) その他市長が必要と認める書類

２　本条に規定する手続きは、E-mail により行うものとする。

３　前項の規定による E-mail での申請ができない特段の事情がある場合は、その事情を市に申し出た上で、郵送による申請もできるものとする。

（遵守事項）

第７条　連携事業者等がクーポンを配布する際は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) クーポンは販売価格を超えて使用できないようにすること。

(2) クーポンの偽造など、不正な使用が明確である場合は、クーポンの使用及び受理を拒否するとともに、速やかに神戸市へ通報すること。

(3) その他、社会通念上、不正使用と認められる一切の行為を行わないこと

（審査・交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査や申請者からの聞き取り等を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めたときは、補助金規則第６条第１項に基づき助成金の交付決定を行い、フードシェアリングサービス利用促進事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

３　市長は、第 1 項の規定による審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金規則第６条第３項に基づき、理由を付して、助成金を交付しない旨の決定をフードシェアリングサービス利用促進事業助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

（調査等）

第９条　市長は、助成金の適正な執行と事業の遂行を期するため、助成金の交付を受けた連携事業者等（以下「助成事業者」）に対して報告を求め、又は必要な調査等を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 10 条　市長は、補助金規則第 19 条の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、市長は速やかに、助成事業者に対し、フードシェアリングサービス利用促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成事業者に期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第 11 条　助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、決定通知を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（成果の報告）

第 12 条　市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の成果について、助成事業者に対し、適宜報告を求めることができるものとする。

（施行細則の委任）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、所管局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月 31 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月１日から施行する。